

入 札 公 告

制限付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び若桜町財務規則(令和2年規則第7号)第104条の規定に基づき下記のとおり公告します。

令和5年10月23日

若桜町長 上 川 元 張
(公 印 省 略)

1 入札に付する事項

(1) 事業名

薬局店舗開設用地に係る公有地売却事業

(2) 売払物件

所在地	登記地目	土地の面積	所有者	予定価格 (最低入札価格)
鳥取県八頭郡若桜町 大字若桜字浅井橋ノ 本 926-13、926-14、 927-11(3筆)	宅地 雑種地	252.85 m ² (926-13:244.20 m ² 、926-14:4.88 m ² 、927-11:3.77 m ² 、)	若桜町	非公表

※詳細は、「薬局店舗開設用地に係る公有地売却事業」実施要領(以下、「実施要領」という。)及び
物件調書のとおり。

(3) 売払方法

制限付き一般競争入札

2 土地利用条件等

令和6年4月に本公告物件の隣接地に「わかさ生協診療所」が開設予定であることから、本公告物件は
当該診療所と連携する薬局店舗を開設する用地としてのみ利用すること。

なお、当該薬局店舗は令和6年6月までに開設及び経営開始することを条件とする。

3 入札参加資格

(1) 以下の条件に該当する者。

- ① 若桜町内に住所を有する個人または法人事業主。
- ② 売買代金の支払いが可能な者。
- ③ 土地利用条件等の契約上の特約を遵守できる者。

(2) 次の事項のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- ① 成年被後見人、被保佐人、被補助人、未成年者及び破産者で復権を得ていない者。
- ② 次に掲げる税を滞納している者
 - ア 国税(法人税又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税をいう。)
 - イ 若桜町民税

※ただし、①地方税法(昭和25年法律第226号)第15条に基づき徴収の猶予を受けているとき、
②国税通則法(昭和37年法律第66号)第46条に基づき納税の猶予を受けているとき、③新型
コロナウィルス感染症の影響により、徴収猶予の「特例制度」により徴収の猶予を受けているとき
(猶予期限を過ぎていないものに限る)は滞納していないものとみなす。

※「イ 若桜町民税」においては、納付期限延長のため納付期限が到来していない場合、滞納し
ていないものとみなす。

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定す
る暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者。

④ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項の規定により公有財産を譲り受けることが
できないとされた本町の職員。

4 契約する者

若桜町長 上川 元張

5 入札手続き及び契約に関する担当部局

〒680-0792 鳥取県八頭郡若桜町若桜801番地5

若桜町役場総務課

電話 0858-82-2211 FAX 0858-82-0134

6 入札手続等

(1)実施要領等の交付方法

本件公告の日から令和5年10月27日(金)までの間に、インターネットの若桜町ホームページ
(<https://www.town.wakasa.tottori.jp>)から入手すること。

ただし、これにより難しい場合は、5の場所において本件公告の日から令和5年10月27日(金)(日曜日
及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に直接交付する。

(2)入札に係る事前手続

ア 本件入札に参加を希望する者は、実施要領の5(4)で示す事前提出物を、5の場所に令和5年10
月27日(金)午後5時までに提出(持参、郵送)し、入札参加資格の審査を受けること。

イ 入札参加申込書等の審査の結果、入札参加資格を有すると認められた場合は、令和5年10月31
日(火)を目途に「一般競争入札参加申込受付書」及び「入札書」を送付するので、入札日当日に原
本を提示すること。

(3)入札及び開札の日時及び場所

入札執行日時等の詳細については、入札参加資格を有すると認めた者へ個別に通知する。

7 その他

(1)契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2)入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、若

桜町財務規則(令和2年規則第7号)及び本件公告又は実施要領に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件に設定している予定価格以上の額で最高価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、別に定める方法によるくじで決定する。

(5) 手続における交渉の有無

無